

## 第520回鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和2年6月30日（火）10時30分～11時30分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 岩井委員、植木委員、中野委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、長屋委員、林委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、平木委員、宮城委員、米原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、樽見監督課長

久保田賃金室長、西村賃金室長補佐、

堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議事

- (1) 審議会及び議事録並びに会議資料の公開と議事録の署名について
- (2) 鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 意見聴取の方法について
- (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 第55期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程
- (3) 鳥取県の最低賃金
- (4) 年度別最低賃金改正一覧表
- (5) 鳥取県 費目別・世帯人員別標準生計費・費目別標準生計費
- (6) 消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数

- (7) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (8) 令和2年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (9) 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢（令和2年5月）
- (10) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2020年3月調査）（日本銀行松江支店）
- (11) 鳥取県の経済動向（令和2年6月号）（鳥取県）
- (12) 鳥取県内の経済情勢（令和2年4月）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (13) 鳥取県の経済動向（R1. 12～R2. 6）、鳥取県内の経済情勢（R2. 1、R2. 4）
- (14) 鳥取県企業経営者見通し調査（令和2年第2回）（鳥取県）
- (15) 法人企業景気予測調査結果（令和2年4月～6月期調査）（財務省中国財務局鳥取財務事務所）
- (16) 鳥取県 企業の休廃業・解散動向調査（2019年度）（㈱帝国データバンク鳥取支店）
- (17) 令和2年度「最低賃金に関する基礎調査」の概要、調査対象産業表
- (18) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移（平成23年～令和元年）
- (19) 令和2年度鳥取県最低賃金の改正審議に資するためのアンケート実施要領
- (20) 最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書（全国労働組合総連合中国ブロック協議会・鳥取県労働組合総連合）
- (21) 2020年度 最低賃金行政に関する要請書（日本労働組合総連合会鳥取県連合会）

#### 机上配布資料

- ・働き方改革支援ハンドブック
- ・第56回中央最低賃金審議会資料
- ・令和2年度第1回目安に関する小委員会配布資料

#### 6 議事内容

○西村賃金室長補佐 定刻になりましたので、これより第520回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。私は、賃金室長補佐の西村と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、昨年度から引き続き、第55期の委員として、2年間の任期で委員をお願いしているところです。

それでは、4月の人事異動がありましたので、事務局の御紹介をさせていただきます。

鳥取労働局長の石田です。

○石田労働局長 よろしくお願ひします。

○西村賃金室長補佐 労働基準部長の高橋です。

○高橋労働基準部長 高橋です。よろしくお願ひします。

○西村賃金室長補佐 監督課長の樽見です。

○樽見監督課長 よろしくお願ひします。

○西村賃金室長補佐 賃金室長の久保田です。

○久保田賃金室長 よろしくお願ひします。

○西村賃金室長補佐 賃金室員の堀です。

○堀監督官 よろしくお願ひします。

○西村賃金室長補佐 それから、再任用ということで、賃金室に勤務しております松村です。

○松村調査官 昨年までありがとうございました。今年もよろしくお願ひします。

○西村賃金室長補佐 そして、賃金室長補佐の私、西村です。

事務局一同、今後の審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、鳥取労働局長の石田から御挨拶申し上げます。

○石田労働局長 皆さん、おはようございます。

鳥取労働局長の石田でございます。

第520回鳥取地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきますと思います。

委員の皆様には、日頃から最低賃金の審議をはじめ、労働行政に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金につきましては、今月3日に開催されました全世代型社会保障検討会議におきまして、安倍総理より、昨年閣議決定いたしました、早期に全国加重平均1,000円を目指すという政府方針を堅持しつつも、やはり今は新型コロナウイルス感染症による経済、雇用への影響が厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優

先課題であるという政府としての考え方を示されました。

また、加藤厚生労働大臣より、中小企業、小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるようにという指示があったところです。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、雇用経済活動が急速に縮小しております。

本日公表いたしました鳥取県内の5月の有効求人倍率は1.23倍ということで、前月よりも0.19ポイント低下しております、5か月連続で前年同月を下回っているという状況です。

また、県内の雇用調整助成金の申請状況ですが、現在、1,000件を超える申請をいただいております。

多くの事業所様が雇用維持に取り組んでいただいておりますが、その一方で、求職者の増加傾向も、若干ながら、兆しが見えつつあるなど、引き続き、雇用情勢には十分注視していく必要があると考えております。

鳥取労働局といたしましては、引き続き、感染拡大防止はもちろんのこと、雇用調整助成金ですとか、この補正予算で創設されました、休業手当を受けられない労働者に直接申請による給付金など、こちらの支援金の支給や、あるいは離職を余儀なくされた方に対する再就職支援など、できる限りのことをやっていきたいと思っておりますし、雇用維持、雇用情勢の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、私から審議会会長様に鳥取県最低賃金の改正を諮問させていただきまして、御審議いただくこととなります。

労使各位の御協力をいただきながら、雇用の維持を守るということと、やはりこの中小企業、小規模事業者の皆様が、最低賃金の引上げということがしっかりできるよう、環境整備も労働局として取り組んでまいりたいと考えています。

皆様におかれましては、こうした状況を十分に考慮いただきつつ、本年度の最低賃金改定につきまして、御審議いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

○西村賃金室長補佐 それでは、議事に入ります前に、本審議会の成立について確認いたします。

お手元の冊子、最低賃金決定要覧の160ページを御覧いただきたいと思います。

最低賃金審議会令の第5条第2項で審議会成立要件について、委員の3分の2以上又は各側委員の3分の1以上の出席が必要とされています。

本日は、今のところ、佐藤委員が出席されていませんが、佐藤委員より欠席の連絡は受けておりませんので、じきに来られるものと考えております。いずれにしましても、委員の3分の2以上の出席が確認でき成立要件を満たしておりますので、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の審議会は原則公開の取扱いとして、先立って開催いたしました公益委員会議において、本審議会の公開を御了承いただいております。

6月11日から6月24日までの間、公示により、傍聴希望の募集を行いました結果、5名の方から申込み、1名の方から取材の申込みがあり、本日はその方々が傍聴されておられることを御承知おきください。

以上、本審議会の成立と公開状況について御報告いたします。

それでは、今後の議事の進行を岩井会長にお願いしたいと思っております。

○岩井会長 皆さん、よろしくお願ひいたします。

今年度最初の審議会ということもありまして、御挨拶をさせていただきたいと思っております。

皆さん御存じのとおり、最低賃金を審議するに当たっては、地域の労働者の生計費、賃金、それから企業の支払能力と地域の実情を考慮しながら、最低賃金の趣旨、目的を踏まえて、労働者側、使用者側、それと私たち公益の立場から、積極的な議論を積み重ねたいと思っております。

先ほどの局長のお話にもありましたが、今年はこれまでに経験のない経済状況の中での審議となります。

それぞれの立場の御主張、背景、根拠、思い、いろいろあると思っておりますが、これを一致させるのは非常に困難な状況であるということは十分承知しております。

そうではあります、最低賃金審議会の鳥取県のあるべき姿ということを実現したいということから、議論をして、なるべく全会一致の結論、労働者側、使用者側、それぞれが納得できるような結論が導き出せますように、会長として運営をしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、最初の議事録並びに会議資料の公開と議事録の署名について、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○西村賃金室長補佐 それでは、まず、公開に関して御説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

鳥取地方最低賃金審議会の運営に関する必要な事項は、鳥取地方最低賃金審議会運営規程に定められています。

第6条に審議会の公開について、第7条に議事録と会議資料の公開について、それぞれ規定しています。

いずれも、原則は公開の取扱いとなっておりますが、公開することにより、個人情報の保護に支障を来す場合、個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、審議会の率直な意見交換や意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長が、審議会の非公開や、議事録等の非公開、一部非公開などとする事ができる取扱いとされております。

なお、議事録には、発言された委員皆様の個人名と発言内容のすべてを記載することとなっておりますので、予め御承知おきください。

以上を受け、本年度の審議会における公開の運用につきまして、取扱いの確認をお願いいたします。

次に、議事録作成の手続きについてですが、従来からの流れを御説明いたしますと、審議会終了後に事務局で発言状況を取りまとめたものを、御出席された委員の皆様全員に議事録の案としてお示しし、内容確認や修正等を行った上で、議事録署名人の委員に署名いただいております。

今年度も同じ取扱いでよろしいか、御確認をお願いいたします。

さらに、議事録の署名に関してですが、資料4ページの鳥取地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項で、議事録には会長及び会長が指名した委員2人が署名するとなっております。

従来から、当該年度最初の審議会において、会長から年間を通しての署名委員2名を御指名いただき、署名委員が審議会を欠席された場合には、会長からその回の署名委員を指名する、という方法で運用されてきました。

この議事録署名に関しましても、本年度も同様に行うことの御確認と、会長から署名委員の指名をお願いします。

以上、審議会の公開の取扱いと、議事録作成の取扱い、議事録署名につきまして、今年度の方針等の決定をお願いいたします。

○岩井会長 今の事務局説明に対して、何か御意見、御質問等ございますか。

特にありませんね。

近年の審議会は全て公開としてやっております。

議事録も、個人・団体名などの個人情報に関わるものを除いて、公開の取扱いとしております。

委員の皆様の異議がなければ、本年度も全ての審議会につきまして、従前どおり、公開の取扱いとしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、従来どおり、公開の取扱いといたします。

次に、議事録の作成、署名につきましても、従来どおりの取扱いとさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

異議がないということですので、私の方から指名させていただきます。

それでは、議事録署名につきましては、労働者側代表として田中委員にお願いしたいと思っております。

使用者側代表といたしまして、宮城委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○宮城委員 はい。

○田中委員 はい、承知しました。

○岩井会長 それでは、田中委員、宮城委員、それぞれ御了解いただきましたので、よろしくお願いたします。

それでは、議事の2、鳥取県最低賃金の改正決定についての諮問ということで、事務局からの説明をお願いいたします。

○西村賃金室長補佐 諮問を行うに当たりまして、法令上の位置付けを御説明いたします。

最低賃金決定要覧の144ページを御覧ください。

最低賃金法第12条に改正決定の規定がありますが、これは地域別最低賃金の決定後も常に検討を加え、その決定要素である地域における労働者の生計費及び賃金、並びに通常の事業の賃金支払能力について、事情の変動が認められれば、労働局長はこれを改正しなければならないというものであります。

その改正に当たりましては、第12条にその決定の例によりと規定されていますから、決定の規定である同じページの第10条、これを準用することとなります。

第10条第1項を準用しますと、都道府県労働局長は、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の改正の決定をしなければならない、となっております。

これらの規定に基づきまして、これより鳥取労働局長より会長あてに諮問をさせていただきます。

○石田労働局長 鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由殿。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和2年度鳥取県最低賃金の改定決定について、貴会の調査、審議をお願いします。

どうぞよろしくをお願いします。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○岩井会長 ただいま諮問を受けましたので、これから審議に入ります。

地域別最低賃金の改正の際に考慮すべき3つの要素、生計費、それから賃金、それから通常の事業の賃金支払能力、ほかに、関係資料の説明を事務局からお願いしたいと思いません。

質疑につきましては、事務局の説明の後、まとめてお願いしたいと思いません。

では、事務局の方、資料が多いので手短かに説明してください。

〔資料説明〕

○岩井会長 ありがとうございます。

資料の量が多いので、すぐに理解ができないかもしれませんが、委員の皆さんから今の資料説明につきまして、質疑、意見がございましたらお願いしたいと思いませんが、いかがでございましょうか。

平木委員、何かございせんか。

○平木委員 この資料は大体3月、4月にまとめられたものだろうと思うのですが、例えば商工会、県内に8,000社ぐらい会員企業があり、いわゆる持続化給付金、200万円、100万円、この申請がどれぐらいあったと思われませんか。

約2,000社ありました。

この3月、4月、5月ぐらいで、売上げが50%以上減ったところがそれだけあるのです。

要するに、かなり厳しい状況だろうかと思います。

今後、コロナの第二波がどうなるのかというのは、いろんな経営者に聞いても、今年は分からないという回答しか返ってきません。

今年も順調に仕事が回るであろうというような話も聞けません。

そういう状況ですので、今年をどう見込むかというのは、極めて難しい問題だろうか



と思います。

ですから、今日いただいたこの資料で物事を判断するというのは、かなり厳しい状況ではないかなと思います。

○岩井会長 現状と資料には乖離があり、なかなか判断は難しいという、平木委員からの意見になりますかね。

労働者側の方は何かありますか。

○田中委員 特段、資料に対する質問はないですけど、これまでの最低賃金の審議経過も大切にしつつ、また、現下の情勢もしっかり鑑みて、皆さんと議論した上で答えが出ればいいかなという思いを持っています。

この資料もせっかく作成していただいておりますので、今後の審議に生かすように、しっかり目は通していきたいと、そのように考えております。以上です。

○岩井会長 ほかに御意見、質疑等ございますか。

なかなかすぐには出てこないと思いますけれど、資料を生かして、今後審議していき、資料だけでは足りない部分も、平木委員からありましたように、いろいろ問題あると思いますので、また活発な議論という形で返していきたいと思います。

それでは、議事の3の意見聴取の方法につきまして、これについても、事務局の方からの御説明をお願いしたいと思います。

○西村賃金室長補佐 意見聴取につきましては、ここ数年、次の三つの方法で意見を集約して審議に反映していただいています。

まず一つ目、最低賃金決定要覧の146ページを御覧ください。

最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。

この意見を聴く方法につきましては、165ページ最低賃金法施行規則第11条第1項で、都道府県労働局長は、最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会に調査審議を求めた場合、遅滞なく、最低賃金審議会が第25条第5項の規定による関係労働者及び関係使用者の意見を聞く旨を公示すると規定しています。

これを受け、本日から7月17日まで、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に意見提出の募集公示を行い、また、鳥取労働局のホームページでも意見提出の募集の記事を掲載します。

二つ目、最低賃金決定要覧の165ページの第11条第2項において、公示により提出された意見書のほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする規定しています。

これを受け、本日から7月17日まで労働局のホームページで、意見発表者の募集も行う予定です。

応募がございましたら、例年どおり、意見陳述人による意見陳述の場を設けたいと考えております。

三つ目ですが、意見聴取に加え、従来から通信調査によるアンケートとして、使用者とその労働者の意見も聴取しています。

今年度の改正審議に資するためのアンケート実施要領につきましては、賃金室長より説明させていただきます。

#### 〔資料説明〕

○岩井会長 ありがとうございます。

今の説明を受けまして、委員の皆さんからの質疑、意見等ございますか。

では、質疑、意見等はないということにいたしまして、事務局から説明のあった方法で意見聴取を行うということにしたいと思っております。

続いて、議題4、最低賃金審議会令6条5項の適用につきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○西村賃金室長補佐 本日の諮問を受けまして、最低賃金決定要覧の146ページ、最低賃金法第25条第2項に基づき専門部会を設置することとなります。

この専門部会の運用ですが、最低賃金決定要覧の161ページを御覧ください。ここには最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとあります。

鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会が全会一致となった場合のみ第6条第5項を適用しております。

専門部会が全会一致で結審しますと、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされ、労働局長あて答申がなされますので、審議会の開催が省略されるため、発効日が早まる可能性がございます。

昨今の審議会では、第6条第5項の規定の適用を決定していますが、今年度の鳥取県

最低賃金の審議で適用するかどうかの御検討をお願いいたします。

なお、第6条第5項が適用された場合であっても、専門部会での結審が全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催し、専門部会の報告を受けて改正決定の審議を行った後に、労働局長あて答申していただくこととなります。以上です。

○岩井会長 ありがとうございます。

最低賃金法6条5項の適用につきましてですけれども、事務局の説明につきまして、御意見がございませうか。

では、異論はないということで、今年度の鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会において全会一致となった場合には、第6条第5項の規定を適用するということにしたいと思ひます。

続きまして、議事5で、その他になります。

その他、事務局の方からの御説明をお願いしたいと思ひます。

○西村賃金室長補佐 その他といたしまして、3点御提案、御報告いたします。

まず1点目ですが、事業場視察について御提案をいたしたいと思ひます。

最低賃金審議会委員における、事業場視察については、これまで実施してきていますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、本年度につきましては、実施しないことを御提案させていただきたいと思ひます。

次に2点目ですが、今後の日程のうち、専門部会委員の推薦に係る公示について御説明いたします。

専門部会委員の推薦につきましては、本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項に基づき専門部会を設置することとなりますので、最低賃金法第25条第4項、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の推薦公示を本日から7月17日まで行います。

推薦のあった方の中から、鳥取労働局長が委員として任命し、次回審議会でその氏名を報告いたします。

次に、今後の審議会の開催日程について御提案いたします。

次回の審議会では、中央最低賃金審議会での目安答申の伝達が主な議題となりますが、例年7月下旬に中央最低賃金審議会から目安が示されること、また、事前に皆様にお聞きしました日程調整の結果などを考慮いたしまして、7月28日火曜日9時00分からの開催を御提案したいと思ひます。

なお、次回の審議会では、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達の他に、最低賃金に関する基礎調査結果の報告、特定最低賃金に係る改正申出の提出を受けて、特定最低賃金の必要性の諮問等を御審議いただく予定としています。

3点目といたしまして、鳥取県最低賃金改正に関する各種団体からの要請等がございましたので、賃金室長より御報告させていただきます。

○久保田賃金室長 本年度これまでに、最低賃金に関しまして、要請書の提出等を受けておりますので、御報告いたします。要請の内容について御確認をお願いいたします。

資料としては、131ページになります。令和2年6月9日に全国労働組合総連合中国ブロック協議会議長、三上雅弘様と鳥取県労働組合総連合議長、田中暁様の連名により、最低賃金引上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書として、4項目の要請を受け鳥取労働局として対応させていただき、内容に応じて厚生労働本省へ報告並びに最低賃金審議会へ報告する旨回答しています。

次に、134ページです。令和2年6月23日に、日本労働組合総連合会鳥取連合会会長、本川博孝様から、2020年度鳥取県最低賃金改定に関する要請書により4項目の要請を受け、鳥取労働局として対応させていただき、厚生労働本省へ報告並びに最低賃金審議会に報告する旨回答していますので、御報告いたします。 以上でございます。

○岩井会長 ありがとうございます。

それでは、今、事務局からの、1点目の事業場視察の提案につきまして、新型コロナウイルスの感染のリスクの回避ということで、本年度につきまして、今年はやらないという方向での説明がございました。

これにつきまして、特に御意見はございますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がないということで、事業場視察につきましては、今年度は実施しないということにしたいと思います。

次に、事務局からの2点目の説明です。専門部会の設置、それから次回の審議会の開催日程、これにつきましての御意見ですけれども、何かございますか。

〔日程調整〕

○岩井会長 では、10時ということで。

7月28日の10時で確認いたしますが、いかがですか。事務局は開催場所の確認をお願いします。

○西村賃金室長補佐 はい。

場所につきましては、しいたけ会館対翠閣に会場を設定したいと考えております。

○岩井会長 それでは、3点目の鳥取県最低賃金改正等に関する各種団体からの要請等について御確認をお願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

他に意見等がなければ、議事を終了したいと思います。何か、それぞれの委員の方で御発言があればお願いしたいと思います。（「ありません」と呼ぶ者あり）

あと、事務局の方、何かございますか。

○西村賃金室長補佐 次回の521回最低賃金審議会につきましては、7月28日火曜日の10時から、しいたけ会館対翠閣で開催したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○岩井会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議を終了したいと思います。

どうも皆さん、御苦勞さまでございました。